

市民目線で「不起訴」はおかしい

甲良町官製 談合事件とは

2009年7月9日に執行された甲良町発注の福祉空間施設建設工事の入札をめくり、当時の町長、総務主監、議長、副議長が関与した疑惑事件。入札前日、マスコミに「談合」とのファックス。その後、毎議会で問題に。その年の町長選挙で官製談合を追及した北川豊昭氏が当選。予定価格を公示する際40万円をカットしたこと、指名基準を変更したこと、非公開の最低制限価格と落札額が完全一致などの「官製談合」を裏付けるいくつもの事実が判明。翌年3月、議会は地方自治法に基づく百条調査委員会を設置。12回・9ヶ月に及ぶ委員会の結果、「官製談合疑惑あり」の報告書を議決。2011年3月、町長、議員6人・町民有志22人が4人を官製談合罪等で告発するも、2012年検察は「不起訴処分」に。5月、議員・町民有志が検察審査会に審査申し立て、7月検察審査会は「不起訴不当」を議決。甲良町の官製談合は行政トップと住民の代表たる議会正副議長による「税金の利益誘導」と厳しく批判されている。

9月27日、党議員団主催にて、検察審査会の「不起訴不当」議決報告会が開かれました。市民目線で見れば、検察の「不起訴」はおかしい！と判断したことが改めて確信となりました。前号につづいて「その2」をお届けします。

(5)「浜野工務店は、最終的には従前の工事の予定価格と落札価格から推測される落札率等により入札が行われたことは、供述調書上も明らかである。」と判断しています。しかし、検察の取り調べを基に、浜野工務店の元代表である被疑者濱野圭市氏が、過去の経験から予定価格の85%との数値を推測した、としていることは、他の判断とも矛盾しています。「従前の工事の予定価格と落札価格」から85%を当てたのではなく、実際は議会事務局でのレクチャー・「申し向け」がカギになっているのです。

「偶然の一致」を 検察がかばう？

(6)入札額が最低制限価格と一致したことを「検察官は関係者の供

述等から偶然の一致であったとすることを覆せないとしたが、本件では短期間のうちに大規模工事の入札に参加可能になり、安易に想像できない最低制限価格と同額で入札したことに不信感をもった。」との確に判断。従来基準なら入札に参加できない浜野工務店が「大規模工事」の入札に参加できるようになった(右下表参照)ことなど、核心部分で検察の判断の粗雑さ、踏み込みの無さを厳しく批判しています。検察が「覆せない」としたのは、単に4人が「やりました」と白状しなかったことを口実に、ギブアップした「検察としての任務放棄」を指摘しているとも受け取れるのです。

ルール無視を批判

(7)ここでは甲良町の不正体質までも批判しています。「本来、公共工事に発注関係者が受注することはもとより、入札に参加する(又は指名する)だけでもコンプライアンスが確立されていないなどと非難の対象となり、厳に慎むべきだと思われ

る。」と痛烈に批判。議員は発注者と同等であり、入札に参加すれば、行政の公平性が極端に壊され、法令順守がないがしろにされることになる。甲良町では初歩的なことも踏みにじられているのです。

「宝来証言 不自然ではない」

(8)「本件の最重要証人は死亡し」と元事務局長を「最重要証人」と位置付けていることは大変重要です。宝来正恵証人の供述を「検察が曖昧(あいまい)で信じがたいとしているが、供述者は『職場の上司を気遣って真実を供述することができなかった、同人が自殺した後、そのような気遣いがなくなった。』と述べていることは不自然ではないと考える。」と率直な判断をくだしているのではないかと考えます。

この部分で検察審査会としての重要な指摘は、検察が宝来証言を「曖昧(あいまい)」の一言で「信じがたい」と退けたことを的確に批判していると思います。

建築工事の格付け区分の甲良町・滋賀県比較

甲良町		滋賀県	
区分	請負工事基準	区分	発注基準
A	3,000万円以上	1号	9,000万円以上
		2号	5,000～9,000万円
B	1億円未満	3号	2,500～5,000万円
		4号	1,300～2,500万円
C	3,000万円未満	5号	1,300万円以下

【「たてべ孝夫町政・議会報告」を参照しました】

甲良民報

2012年10月28日 533号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】